

令和7年横審第32号

裁 決  
漁船A岸壁衝突事件

受 審 人 a  
職 名 A船長  
海技免許 四級海技士（航海）

本件について、当海難審判所は、理事官小林努出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a を戒告する。

理 由

（海難の事実）

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和7年4月25日00時22分僅か前  
茨城県波崎漁港

2 船舶の要目

船 種 船 名 漁船A  
総 ト ン 数 480トン  
全 長 70.30メートル  
機関の種類 ディーゼル機関  
出 力 2,647キロワット

### 3 事実の経過

Aは、令和4年3月に進水したバウ及びスターンスラスタ並びに可変ピッチプロペラをそれぞれ装備し、船体中央船尾寄りに操舵室を配した大中型まき網漁業に附属船（運搬船）として従事する鋼製漁船で、同室前部中央に操舵スタンド、その前方にレーダーモニター2台及びGPSプロッターモニター、同スタンド右舷側に機関遠隔操作盤及びレーダー（以下「近距離レーダー」という。）、操舵スタンド左舷側に魚群探知機モニター4台及びソナーモニター3台をそれぞれ備え、a受審人ほか7人及びインドネシア共和国籍の技能実習生4人が乗り組み、操業の目的で、船首2.6メートル船尾5.0メートルの喫水をもって、令和7年4月24日20時20分波崎漁港を発し、網船のBと船団を組み、茨城県鹿島港東方沖合の漁場に向かった。

a受審人は、23時00分前示漁場に到着したものの、天候の悪化により、他の全てのまき網船団を含めて当日の操業が中止となったことから帰航することとし、23時20分同漁場を発進した。

ところで、波崎漁港は、銚子港の北部に位置し、港奥に3か所の船溜まりがある漁港で、最も南部の船溜まりには、北西側に長さ約200メートル、北東側に長さ約270メートル及び南東側に長さ約290メートルの各岸壁並びに南西側に長さ約360メートルの岸壁（以下「波崎南西岸壁」という。）がそれぞれ築造され、それら4つの岸壁により北方に開いた方形の水域が形成されていた。

また、a受審人は、平素、波崎南西岸壁に着岸する際、近距離レーダーで計測した波崎南西岸壁まで150メートルの地点（以下「減速予定地点」という。）で、2ノット以下の速力（対地速力、以下同じ。）となるように減速した後、右舷着けで着岸していた。

そして、a受審人は、当時、Aでの乗船経験が少ない三等航海士に

対して、操船方法や仕事内容について、自身の船橋当直時及び入航時に指導を行っていた。

a 受審人は、23時45分鹿島港南東方沖合に至り、前直の一等航海士と交替して単独で船橋当直に就き、航行中の動力船を示す法定灯火を表示してGPSプロッター2台及び近距離レーダーをそれぞれ作動させ、操舵室に見学に来ていた三等航海士に指導を行いながら、翌25日00時12分波崎漁港に入航し、波崎南西岸壁に着岸するために東防波堤に沿って南下中、他のまき網船団の運搬船（以下「まき網運搬船」という。）が自船の前方に2隻及び後方に1隻、波崎南西岸壁に向けて航行していることを確認した。

a 受審人は、機関遠隔操作盤の後方に立ち、三等航海士に対して自身の後方から操船を見るように指示し、00時19分僅か前銚子港一ノ島灯台（以下「一ノ島灯台」という。）から286度（真方位、以下同じ。）1,230メートルの地点で、船首を211度に向け、5.0ノットの速力から緩やかに減速しながら、手動操舵によって波崎南西岸壁への接近を開始した。

a 受審人は、00時21分僅か過ぎ一ノ島灯台から276度1,320メートルの地点に達し、速力が3.8ノットとなったとき、減速予定地点に至ったが、すぐ前方を航行していたまき網運搬船の動静に気をとられ、レーダー画面で速力を確認するなど、速力の確認を十分に行わなかったため、平素よりも過大な速力であることに気付かないまま波崎南西岸壁への接近を続けた。

こうして、a 受審人は、00時21分半僅か前舵及びバウスラスタをそれぞれ左一杯として左回頭を開始し、00時22分少し前岸壁との衝突の危険を感じて機関を後進にかけたものの、及ばず、00時22分僅か前一ノ島灯台から270度1,390メートルの地点にお

いて、Aは、船首が203度を向き、2.0ノットの速力となったとき、波崎南西岸壁に衝突した。

当時、天候は曇りで風力2の北風が吹き、潮候は上げ潮の末期にあたり、視界は良好であった。

衝突の結果、球状船首に凹損を、波崎南西岸壁は壁面のコンクリートに剥離等をそれぞれ生じた。

(原因及び受審人の行為)

本件岸壁衝突は、夜間、波崎漁港において、波崎南西岸壁に着岸する際、速力の確認が不十分で、平素よりも過大な速力で波崎南西岸壁に接近したことによって発生したものである。

a 受審人は、夜間、波崎漁港において、波崎南西岸壁に着岸する場合、平素よりも過大な速力で波崎南西岸壁に接近することのないよう、レーダー画面で速力を確認するなど、速力の確認を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、すぐ前方を航行していたまき網運搬船の動静に気をとられ、速力の確認を十分に行わなかった職務上の過失により、平素よりも過大な速力であることに気付かないまま波崎南西岸壁に接近して衝突を招き、船体及び波崎南西岸壁にそれぞれ損傷を生じさせるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和8年3月17日

横浜地方海難審判所

審判官 高 木 省 吾